

小児慢性特定疾患治療研究事業における自己負担限度額（月額）表

階 層 区 分		自己負担限度額（円）	
		入 院	外 来
O	生活保護法等※の被保護世帯	0	0
A	生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0	0
B	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2,200	1,100
C	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	3,400	1,700
D	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	4,200	2,100
E	生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	5,500	2,750
F	生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	9,300	4,650
G	生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	11,500	5,750

※「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に規定する支援給付受給世帯を含む。

備考

1. 「市町村民税が非課税の場合」とは、当該年度（7月1日から翌年の6月30日をいう。）において市町村民税が課税されていない（地方税法第323条により免除されている場合を含む。）場合です。
2. 同一生計内に2人以上の対象患者がいる場合の2人目以降の者については、上記の表に定める額の1/10に該当する額をもって自己負担限度額とします（その額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます）。
4. 「住宅借入金（取得）等特別控除」がある場合は、控除前の税額で決定します。
5. 訪問看護、院外処方による薬剤費については自己負担は生じません。